

委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、東京都正札シール印刷協同組合（以下、本組合）定款第51条の規定により設置する委員会の組織・運営等について必要な事項を定め、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(種類)

第2条 委員会の種類は、次のとおりとする。

- (1)総務・厚生委員会
- (2)技術・教育委員会
- (3)経営委員会
- (4)財務委員会
- (5)ほか

(組織)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、各委員会とも6名以上（各支部から2名以上）10名以内とし、本組合の組合員のうちから、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長を1名または2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事長が任命する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代行する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、理事長の要請のあったときにその他必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)

第7条 委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の秘密保持義務)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(特別利害関係人の議決参加)

第9条 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

(答申)

第10条 委員会は、理事会の諮問に応じ、又その部門に属する事項に関し、その審議の結果を当該委員会の意見として理事会に具申する。

2 意見の具申は、書面をもって行う。

(その他)

第11条 この規約に定めない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

平成27年5月26日制定